

さくら銀行の 企業倫理への取り組み

「行動規範」の制定

社会環境の変化とともに企業の社会との関わりが強まるなか、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動を行なうことが、企業の社会的責任として求められている。当行は、企業倫理を具現する企業行動を「法律の許す範囲にあって、最も良心的かつ清廉な行動を選択すること」と定義し、経団連企業行動憲章部会での討議をも踏まえ、銀行の行動原理および行員の行動基準を規定する「行動規範」を制定した。

銀行の行動原理

当行は「良き企業市民」としての理想像に近づくため、事業活動においても反社会的行為や倫理に悖る行為を排除することを行動原理とし、社会の一員としての責務を果たすことで永続的な信頼関係を築いていく。今般策定した中期経営計画においても基本理念を外部から評価されるさくら銀行を創ることに置き、ステークホルダーズを重視した経営を実践していく。

行員の行動基準

当行行員は日々の行動において、関係法令・規則・行内規定等ルールを遵守することは当然であり、たとえ法律に抵触しない場合であっても、最も良心的かつ清廉な行動を選

択する。そのための行動基準として、銀行の内外を問わず全ての人々との対応にあたっては、誠実かつ公正な行動を心がけていく。

規範遵守のために

企業倫理確立に向け以下の取り組みを実施

- 1 業務上留意すべき事項等の解説を加えた「行動規範」小冊子を全行員に配布
- 2 法令遵守を徹底する観点から、「銀行員の違法行為類型集」を各店舗に配布
- 3 集合研修および各職場における勉強会等により趣旨の理解・徹底を促進
- 4 企画担当役員を委員長とし、営業・事務・人事・管理部門を構成メンバーとする倫理委員会を設置
- 5 全国銀行協会連合会制定「倫理憲章」を各店舗に配布

今後とも、「銀行の公共的使命と社会的責任」を自覚し、業務運営のあり方にまで踏み込んだチェックを実施していく。

